

決 定 要 旨

被 審 人（住所）大阪府大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号
（名称）イオンディライト株式会社
（法人番号 1120001081381）

上記被審人に対する令和 2 年度（判）第 1 4 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 5 6 5 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 3 年 4 月 2 6 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 3 年 2 月 2 5 日

金 融 庁 長 官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、子会社において、架空売上の計上による売上の過大計上、仕入の未計上による売上原価の過少計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年 5月24日	第44期（平成28年3月1日～平成29年2月28日）に係る有価証券報告書	平成28年3月1日～平成29年2月28日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が7,093百万円であるところを10,238百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上
2	平成30年 5月21日	第45期（平成29年3月1日～平成30年2月28日）に係る有価証券報告書	平成29年3月1日～平成30年2月28日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が6,397百万円であるところを10,316百万円と記載	・売上の過大計上 ・仕入の未計上による売上原価の過少計上

3	平成 30 年 10 月 12 日	第 46 期第 2 四半 期（平成 30 年 6 月 1 日～同年 8 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 3 月 1 日～同年 8 月 31 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 6,275 百万円で あるところを 9,060 百万円と 記載 親会社株主に帰 属する四半期純 利益が 2,838 百万円で あるところを 5,628 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・仕入の未計上 による売上原 価の過少計上
4	平成 31 年 1 月 15 日	第 46 期第 3 四半 期（平成 30 年 9 月 1 日～同年 11 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 3 月 1 日～同年 11 月 30 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が 3,893 百万円で あるところを 8,287 百万円と 記載	・売上の過大計 上 ・仕入の未計上 による売上原 価の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表の番号 1 及び同 2 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 176 条第 2 項

表の番号 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 44 期事業年度（平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 10,321,707 円

が

② 6,000,000 円

を超えることから、10,321,707 円について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,320,000 円となる。

表の番号 2 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 45 期事業年度（平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 12,506,498 円

が

② 6,000,000 円

を超えることから、12,506,498 円について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、12,500,000 円となる。

表の番号 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 46 期事業年度（平成 30 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで）第 2 四半期（平成 30 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 46 期第 2 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 3 四半期（平成 30 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 46 期第 3 四半期報告書」という。）ごとに算出した額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

〔	第 46 期第 2 四半期報告書	12,843,361 円
	第 46 期第 3 四半期報告書	12,830,037 円
〕		

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えることから、

第 46 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、12,843,361 円の 2 分の 1 に相当する額である 6,420,000 円（法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 46 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は、12,830,037 円の 2 分の 1 に相当する額である 6,410,000 円

となる。